

京都市立小学校条例の一部を改正する条例(平成28年3月30日京都市条例第70号)  
(教育委員会事務局指導部学校指導課)

次のとおり京都市立御所東小学校を設置することとしました。

名 称	位 置
京都市立御所東小学校	京都市上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町290番地の2

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第70号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「  
| 京都市立正親小学校 | 京都市上京区浄福寺通中立売下る菱丸町170番地 |  
」

を

「  
京都市立正親小学校	京都市上京区浄福寺通中立売下る菱丸町170番地
京都市立御所東小学	京都市上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町290番地の2
校	
」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)